**平成２１年（フ）第２１５号**
北海道苫小牧市緑町２丁目３番15号　グリーンタウン94―104号
債務者　中村奈緒子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第２２１号**
北海道苫小牧市汐見町３丁目７番23号　コーポＲ　ＮＯ．３―202号
債務者　坂本有希子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第９８号**
秋田県北秋田市坊沢字福田15番地１、住民票上の住所秋田県北秋田市伊勢町11番28号
債務者　津谷久美子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第１００号**
秋田県大館市岩瀬字羽立19番地１
債務者　關　スガ子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第１０１号**
秋田県大館市片山町３丁目14番35―10号
債務者　伊藤恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第１０３号**
秋田県鹿角市花輪字猿ヶ平125番地６、前住所青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井21番地６
債務者　木村　直美（旧姓長内）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第１０４号**
秋田県大館市上代野字八幡岱７番地11、前住所秋田県大館市下代野字家後46番地２
債務者　日景由美子（旧姓鳥潟・中村）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第１６３号**
富山県高岡市羽広２丁目３番20―13号　羽広ハイツ
債務者　小野　りか
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１６９号**
富山県高岡市福田六家230番地　東五位市営住宅Ｂ棟205号
債務者　森　　静子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１７２号**
富山県高岡市永楽町６番19号
債務者　若林　　彰
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１８１号**
富山県高岡市伏木本町20番９号
債務者　佐竹　正樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１８２号**
富山県氷見市上泉73番地
債務者　山田　真二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１８３号**
富山県高岡市中保238番地10
債務者　絹野志緒里
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１８４号**
富山県射水市太閤山２丁目５番地　県営住宅１―101
債務者　定塚　美春
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１８５号**
富山県射水市太閤山２丁目５番地　県営住宅１―101
債務者　定塚　俊幸
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１９０号**
富山県高岡市米島489番地18
債務者　丹甫　正見
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１０９２号**
京都市伏見区深草越後屋敷町62番地　越後屋敷市営住宅１―304号
債務者　関　　正行
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２９１号**
京都市山科区厨子奥若林町30番地８　ドミール厨子奥Ｂ―101
債務者　二宮実奈子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係